

保育を必要とする証明書一覧

軸	内容	証明書等
就労 (*1)	勤務者（正社員）	就労証明書
	勤務者（正社員以外） ※パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、会計年度任用職員、非常勤 等 （＊2）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・1か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、出勤簿の写し 等
	内職 （＊3）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・1か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、賃金振り込みが確認できる通帳、出勤簿の写し 等
	自営業 農業 漁業 （＊3）	<p>【自営業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・令和7年確定申告書第一表の写し ※一斉申込み時点では就労証明書のみを提出してください。確定申告後に第一表の写しを提出してください。確定申告をする予定がない場合は、1か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー）を提出してください。 <p>【自営業協力者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・1か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、賃金振り込みが確認できる通帳、出勤簿の写し 等
	就労予定者	就労証明書
	出産	母子手帳の写し（表紙及び出産予定日記載ページ）
	保護者の病気・疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・医師診断書（病名、治療期間、家庭での保育が困難である旨の記載があるもの）
	保護者の障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・障がい者手帳の写し
	介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・次の①～③のいずれか ①医師診断書 ②身体障害者手帳1～3級の写し ③要介護認定3～5の認定証の写し <p>【児童発達支援センター等への親子通園の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・施設が発行する在園証明書（親子通園期間を明記されたもの） ※入園前の場合は、入園見込みを証するもの
	求職	求職活動確約書
就学		
		<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書、学生証又は就学を証明できる書類の写し ・授業カリキュラム
災害		り災証明書

*1 保護者（父母）のいずれかが実態で60時間/月以上の勤務ではない場合、3歳以上児は1号認定となります。

*2 複数の会社で勤務している場合、就労時間が一番長い勤務の証明書にて「保育の必要性の認定基準指指数」を決定します。入園後、賃金明細書等の写しを隨時提出していただき、実態調査をします。

*3 上表の書類（就労証明書を除く）が用意できない場合、各園又はこども保育課にお申し出ください。「就労状況等報告書」の用紙をお渡ししますので、その用紙にて就労状況を報告してください。